

第 62 期 定時株主総会招集ご通知

日 時

2020年6月26日（金曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

書面又はインターネットによる議決権行使期限
2020年6月25日（木曜日）午後5時15分まで

場 所

京都市東山区三十三間堂廻り644番地2
ハイアット リージェンシー 京都
1階 ザ・ボールルーム

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご来場をお控えいただき、書面又はインターネットによる議決権の事前行使をお願い致します。
新型コロナウイルスに関する対応につきましては、3ページをご確認ください。

株主総会ご出席株主様へのお土産の配布は取りやめとさせていただきます。

証券コード 6963

ROHM株式会社

(証券コード 6963)

2020年5月28日

株主の皆様へ

京都市右京区西院溝崎町21番地

ローム株式会社

取締役社長 松本 功

第62期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、ありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第62期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2020年6月25日（木曜日）午後5時15分までに到着するよう、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただきご送付いただくか、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）より議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。**

敬 具

◎当日ご出席の際は、「新型コロナウイルスに関する対応」（3ページ）をご確認ください。また、その際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただけますが、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

◎当日の議事進行につきましては、日本語で行います。

記

1. 日 時：2020年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所：京都市東山区三十三間堂廻り644番地2
ハイアット リージェンシー 京都 1階 ザ・ボールルーム
（末尾記載の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第62期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第62期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 監査等委員でない取締役7名選任の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

【インターネットによる議決権の行使についてのご案内】

「インターネットによる議決権行使の手順」（4ページから5ページ）をご参照ください。

以 上

◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.rohm.co.jp/web/japan/investor-relations>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

- ①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ②計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

◎株主総会参考書類及び本招集ご通知の添付書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.rohm.co.jp/web/japan/investor-relations>) に掲載いたしますのでご了承ください。

新型コロナウイルスに関する対応

新型コロナウイルス禍に際しましては、お亡くなりになられました方々に謹んで哀悼の意を捧げますと共に、罹患された皆様と、感染拡大によって困難な生活環境におられる皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

本年株主総会につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主の皆様の安全を第一に考え、例年よりも規模を縮小し、また時間短縮のため一部進行を簡略化して、開催させていただきます。

株主の皆様におかれましては、ご来場をお控えいただき、書面又はインターネットによる議決権の事前行使をお願い致します。

株主総会にご来場される株主様は、株主総会開催日時点での流行・感染状況やご自身の体調等を十分にお確かめの上、ご来場賜りますようお願い致します。

風邪の症状や発熱、身体のだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）等ある場合にはご来場はご遠慮いただきますようお願い致します。特に感染による影響が大きいとされる、基礎疾患のある方、妊娠中の方におかれましては、感染の回避を最優先としていただきたく、ご来場されないようお願い申し上げます。

株主総会会場における対策・運営について

当日の株主総会会場におきましては、以下のような対策・運営を致しますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

- 受付付近にサーモグラフィーを設置しております。発熱が検知された場合、検温にご協力をお願い致します。発熱が認められる場合、その他感染拡大防止の見地から必要と考えられる場合には、ご入場をお断りさせていただくことがあります。
- ご来場の際にはマスク着用をお願い致します。総会スタッフについてもマスク着用を徹底しております。
- マイク、椅子その他会場備品等については消毒を徹底しております。あわせて、アルコール消毒液を設置しておりますので、ご来場の際にはアルコールによる手指消毒にご協力ください。
- 感染予防のため、座席の間隔を空け、ソーシャルディスタンスを確保させていただきます。例年よりも座席数が減少するため、場合によりご入場をお断りさせていただく場合がございます。
- 製品展示、お飲み物の提供は取りやめとさせていただきます。
- 医療スタッフを常駐させておりますので、体調が悪化し、また気分が優れなくなった場合には総会スタッフにお申し出ください。

なお、今後の状況により会場や開始時刻の変更等、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、インターネット上の当社ウェブサイトにてお知らせ致します。

<https://www.rohm.co.jp/web/japan/investor-relations>

あわせて当社の判断に基づき、株主総会会場において株主様の安全確保及び感染拡大防止のため、上記に加え必要な措置を講じる場合がございますので、ご理解ご協力のほど宜しくお願い致します。

株主の皆様におかれましては、大変ご不便をお掛けいたしますが、何卒ご理解いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

ロームグループでは、今後も引き続き株主の皆様をはじめ関係者の皆様及びグループ従業員の安全を最優先とし、グループを挙げて感染拡大防止に取り組んでまいります。

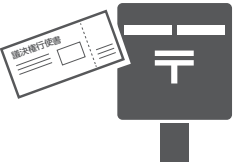
議決権行使についてのご案内

議決権の行使方法には以下の3つの方法がございます。




1. 株主総会へご出席
議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

2020年6月26日（金曜日）午前10時



2. 書面
各議案の賛否を議決権行使書用紙にご記入のうえ、ご返送ください。

2020年6月25日（木曜日）午後5時15分到着分まで有効



3. インターネット
右記手順をご参照ください。

2020年6月25日（木曜日）午後5時15分受付分まで有効

■インターネットによる議決権行使の手順

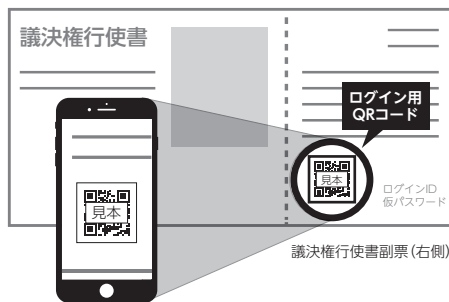
インターネットにより議決権を行使される場合は、下記の事項をご確認のうえ、ご行使くださいませうお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいづれも不要です。

QRコードを読み取る方法

スマートフォンの場合

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました！



同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください。

QRコードは㈱デンソーウェブの登録商標です。

2回目以降のログインの際は…

次ページに記載のご案内に従ってログインしてください。

次ページへ

ログインID・仮パスワードを入力する方法

パソコン、2回目以降のスマートフォンの場合

- ① 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

<https://evote.tr.mufg.jp/>

「次の画面へ」をクリック



「次の画面へ」をクリック

- ② 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、「ログイン」をクリック。



- ③ 「現在のパスワード」、「新しいパスワード」、「新しいパスワード(確認用)」のそれぞれにご入力いただき、「送信」をクリック。新しいパスワードはお忘れにならないようご注意ください。



以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

書面とインターネットにより議決権を行使された場合にはインターネットにより行使された内容を、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合には最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

議決権行使ウェブサイトをご利用いただくための費用（インターネット接続料金・通信料金等）は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権の行使は、2020年6月25日（木曜日）午後5時15分まで受付いたしますが、できるだけお早めにご行使いただき、ご不明点等がございましたらヘルプデスクへお問合せください。

■パスワードの取り扱い

株主総会招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

パスワードは議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので、大切にお取り扱い願います。パスワードに関するお電話等によるご照会にはお答えいたしかねます。

■インターネットによる議決権行使に関するお問合せ先（ヘルプデスク）

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-173-027（通話料無料）
受付時間 午前9時から午後9時まで

議決権電子行使 プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、議決権行使にあたり、当該プラットフォームをご利用いただけます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績や今後の財務状況の見通し、企業価値の向上に向けた事業投資のための資金需要等を総合的に勘案したうえ、次のとおりとさせていただきます。これにより、年間にお支払いする配当金は、中間配当金75円と合わせて1株につき150円となります。

- (1) 配当財産の種類 金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式 1株につき75円
配当総額 7,462,135,125円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2020年6月29日

第2号議案 監査等委員でない取締役7名選任の件

監査等委員でない取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員でない取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案が承認可決された場合、当社取締役会は、社内取締役6名、社外取締役5名（うち女性1名）で構成される体制となります。

なお、本議案については、取締役会の諮問機関として設置される独立社外取締役が過半数を占める役員指名協議会の答申に基づき、取締役会において決定されております。また、本議案に関する監査等委員会からの意見につきましては、12ページをご参照ください。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。

（※は新任候補者）

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	まつもと いさお 松本 功 1961年1月25日生	1985年4月 当社入社 2013年6月 当社取締役 LSI生産本部長 2019年9月 当社取締役 常務執行役員 品質・安全・生産担当 2020年5月 当社取締役社長（代表取締役）社長執行役員 （現任）	2,200株
	【候補者とした理由】 LSIを中心に生産部門での業務等を通じて豊富な知識と経験を有し、品質向上や生産技術に関する能力に優れており、また海外工場での経営を通じたグローバルな視点を兼ね備えており、強力なリーダーシップをもってロームグループの企業価値の向上に貢献しているため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		
2	あずま かつみ 東 克己 1964年11月10日生	1989年4月 当社入社 2013年6月 当社取締役 ディスクリート生産本部長 2017年7月 当社専務取締役 ディスクリート、オプト・モジュール担当 2019年9月 当社取締役 専務執行役員 事業・戦略担当 2020年1月 当社取締役 専務執行役員 LSI事業統括 （現任）	1,500株
	【候補者とした理由】 半導体・電子部品の生産部門での業務等を通じて製品の品質向上や生産技術に関して豊富な知識と経験を有し、戦略的に事業を統括・推進する能力に優れていることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	やま ぎき まさ ひこ 山 崎 雅 彦 1959年7月27日生	1982年3月 当社入社 2010年6月 当社取締役 管理本部長 2019年9月 当社取締役 上席執行役員 管理本部長、 CSR本部長 2020年4月 当社取締役 上席執行役員 管理本部長 兼 CSR担当 (現任)	5,600株
	【候補者とした理由】 総務や人事、法務等の管理部門での業務等を通じて豊富な知識と経験を有し、ロームグループの管理部門を統括する能力に優れていることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		
4	うえ はら くに お 上 原 邦 生 1960年5月8日生	1983年3月 当社入社 2018年6月 当社取締役 財務担当 2019年9月 当社取締役 上席執行役員 財務担当 兼 経理本部長 (現任)	2,113株
	【候補者とした理由】 経理、財務の業務等を通じて豊富な知識と経験を有し、財務担当としてロームグループにおける戦略的財務を推進する能力に優れていることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		
5	たて いし てつ お 立 石 哲 夫 1963年2月24日生	2014年7月 当社入社 2019年6月 当社取締役 LSI開発本部長 2019年9月 当社取締役 上席執行役員 LSI開発本部長 2020年1月 当社取締役 上席執行役員 LSI事業本部長 (現任)	200株
	【候補者とした理由】 LSI開発者として高度な専門知識と豊富な経験を有しており、LSI技術に広く精通し、戦略的に事業を推進する能力に優れていることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
6	にし おか こう いち 西岡 幸一 1946年5月11日生	1971年4月 株式会社日本経済新聞社編集局記者 1991年3月 同社論説委員兼編集委員 2003年4月 同社コラムニスト 2008年4月 学校法人専修大学教授 株式会社日本経済新聞社客員コラムニスト 2011年6月 当社取締役（現任）	0株
	【候補者とした理由】 長年にわたる経済新聞記者としての幅広い見識と豊富な経験から、当社の経営等に対して助言・提言いただいております。今後も独立した社外取締役として、その職務を適切に遂行いただけるものと判断していることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。		
7	※い の かず ひで 伊野 和英 1970年3月31日生	1999年4月 当社入社 2019年9月 当社執行役員 パワーデバイス生産本部長 2020年1月 当社執行役員 パワーデバイス事業本部長（現任）	471株
	【候補者とした理由】 LSIやパワーデバイスの技術開発部門での業務等を通じて豊富な知識と経験を有しており、特にロームグループが強みを持つ技術領域であるパワーデバイス事業を推進する能力に優れていることから、取締役としての選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 松本功は、2020年5月11日付にて、取締役社長（代表取締役）社長執行役員に就任しております。
2. 西岡幸一氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏は当社の定める「社外役員の独立性基準」（12ページご参照）を満たしており、一般株主と利益相反のおそれのない独立性を有していると判断しております。また、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当社は、西岡幸一氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を当該損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結しております。また、本総会において、同氏の再任が承認可決された場合、当該契約を継続する予定であります。
4. 西岡幸一氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって9年であります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の監査等委員でない取締役の報酬の額は、2019年6月27日開催の第61期定時株主総会において、年額9億円以内（うち社外取締役分は年額1億円以内、ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に對して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額1億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と致します。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役報酬協議会の答申に基づき、取締役会において決定することと致します。

現在の監査等委員でない取締役は8名（うち社外取締役1名）であります。第2号議案「監査等委員でない取締役7名選任の件」が原案どおり承認可決されれば、対象取締役は6名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年50,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）と致します。なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より30年間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

なお、本議案については、取締役会の諮問機関として設置される独立社外取締役が過半数を占める取締役報酬協議会の答申に基づき、取締役会において決定されております。また、本議案に関する監査等委員会からの意見につきましては、12ページをご参照ください。

以上

社外役員の独立性基準

ローム株式会社

当社の社外役員は以下の項目に該当しない者を選任する。

1. 当社の主要株主¹又はその業務執行者²
2. 当社が主要株主である会社の業務執行者
3. 当社グループの主要な取引先³又はその業務執行者
4. 当社グループを主要な取引先とする者⁴又はその業務執行者
5. 当社グループから役員報酬以外に一定額を超える金銭その他の財産⁵を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者)
6. 当社グループから一定額を超える寄付又は助成⁶を受けている者(当該助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の理事その他の業務執行者)
7. 当社の会計監査人の代表社員、社員又は従業員
8. 当社の主要な借入先⁷の業務執行者
9. 上記1～8に過去3年間において該当していた者
10. 当社グループから取締役を受け入れている者又はその業務執行者
11. 当社グループの重要な業務執行者⁸の配偶者又は二親等以内の親族

(2015年11月5日制定)

以上

-
- 1 主要株主・・・総議決権の10%以上
 - 2 業務執行者・・・取締役、執行役、社員、使用人
 - 3 主要な取引先・・・当社年間連結売上高の2%超の支払いを行っている会社
 - 4 主要な取引先とする者・・・年間売上高の2%超の支払いを当社から受けている会社
 - 5 一定額・・・個人は年間1千万円、法人は総収入の2%超
 - 6 一定額・・・年間1千万円超
 - 7 主要な借入先・・・当社の連結総資産の2%を超える金銭の借入先
 - 8 重要な業務執行者・・・取締役(社外取締役を除く)及び部長級以上の上級管理職

監査等委員会意見

監査等委員会は、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。以下同じ。)の選任及び報酬について、役員指名協議会、取締役報酬協議会での協議内容の確認を行いました。取締役の選任については、各候補者の当事業年度における業務執行状況及び業績、取締役会での発言、これまでの経歴等を評価したうえで、決定の手続きは適正であり、取締役候補者として適任と判断します。また、取締役の報酬については、報酬体系、具体的な報酬額の算定方法等を確認し、決定の手続きは適正であり、報酬等の内容は相当であると判断します。

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

全般的概況

当連結会計年度における世界経済は、米中貿易摩擦や中国の景気減速などにより低迷が続いたことに加えて、年明け以降の新型コロナウイルス感染症蔓延が中国をはじめ各国の生産・個人消費などに対して甚大な影響を与えはじめ、総じて厳しい一年となりました。地域別では、米国は企業の設備投資が抑制傾向をたどり、また個人消費についてもその伸びは鈍化傾向となりました。中国では、伸び悩みが見られた個人消費が年明け以降急減速しました。ヨーロッパやアジア各国では、中国における景気減速の影響等を受け停滞が続きました。日本においても、設備投資や輸出の減少や個人消費の鈍化などにより、厳しい状況となりました。

エレクトロニクス業界におきまして、自動車関連市場では、「安全」、「環境」などに対するニーズの高まりからエレクトロニクス製品の実装率の向上が続きましたが、自動車販売台数悪化が続き、全体として市場は低迷しました。産業機器関連市場では、工作機械や産業機械などの市況が悪化し、民生機器関連市場でも需要が低迷しました。こうした状況を受け、半導体をはじめとする電子部品市場は、厳しい状況が続きました。

このような経営環境の中、ロームグループにおきましては、従来に引き続き、中長期的に成長が期待される自動車関連市場や産業機器関連市場などへの製品ラインアップの強化と、中国市場での販売体制の強化を進めました。また、「アナログ」、「パワー」及び「スタンダードプロダクト」など、ロームグループが強みを持つ技術領域を中心とした新製品・新技術の開発に取り組むと共に、顧客へのシステムソリューション提案など技術サポート体制を整えました。生産面においても、引き続き品質と生産効率の改善を推進し、先進の品質管理体制の構築やスマートファクトリー（※1）化の推進などの「生産革新」を継続して進め、加えて安定供給体制強化や生産効率改善のための工場の一元管理化などに取り組みました。さらに、今後の成長が見込めるSiCデバイス（※2）の専用工場の建設を進めるなど中長期的な生産能力増強の為に設備投資を進めました。

このような状況のもと、当連結会計年度の売上高は民生機器関連市場及び産業機器関連市場を中心に減少し、前期比9.0%減の3,628億8千5百万円となりました。

営業利益は売上高の減少に加え、固定費負担率の上昇などにより前期比47.3%減の294億8千9百万円となり、当連結会計年度の営業利益率は前連結会計年度の14.0%から8.1%に低下しました。

経常利益につきましては、営業利益の減少に加え、為替差益の減少により前期比44.7%減の357億7千4百万円となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、主に経常利益が減少したことにより前期比43.6%減の256億3千2百万円となりました。

またロームグループで重視している経営指標について、当連結会計年度のEBITDA（※3）は前期比27.1%減の738億1千7百万円となりました。

※1. スマートファクトリー

生産設備などをネットワークで相互に接続し、より高度な品質改善や、生産効率の改善を進めた製造工場のこと。

※2. SiC（炭化ケイ素）デバイス

Si（ケイ素）とC（炭素）で構成される化合物半導体デバイス。従来用いられているSi（ケイ素）と比べて、さらに高耐压、低オン抵抗、高速動作の特長を持ち、電力変換効率を飛躍的に改善できる。また、高温でも安定して動作するという特長も持つ。

※3. EBITDA（Earnings Before Interest, Taxes, Depreciation and Amortization）

税引前利益に支払利息、減価償却費を加えて求めたもの。グローバル企業等の収益力を比較する際によく利用される指標。ロームグループでは簡易的に営業利益に減価償却費を加えて算出しております。

セグメント別概況

〔LSI〕

当連結会計年度の売上高は1,704億3千2百万円（前期比7.0%減）、セグメント利益は125億7千8百万円（前期比21.3%減）となりました。

自動車関連市場につきましては、xEV（※4）向けの絶縁ゲートドライバIC（※5）や、カーボディならびにADAS分野向けの各種電源ICなどの新規採用が広がりましたが、市場低迷により自動車関連市場で主力のインフォテインメント（※7）向けの各種ドライバICなどの売上は減少しました。産業機器関連市場につきましては、FA（ファクトリーオートメーション）関連市場向けのモータドライバICや電源ICなどの売上が減少しました。民生機器関連市場につきましては、スマートフォンやPC向けのほか、TVなどのAV機器向けなどは総じて厳しい状況となりました。

※4. xEV

電気自動車（EV）、ハイブリッド車（HV）、プラグインハイブリッド車（PHV）など電力を駆動力として使用する各種自動車の総称。

※5. 絶縁ゲートドライバIC

SiCやIGBT（※6）などのパワー半導体を駆動し、人体・システム保護に必須の絶縁素子を内蔵したIC。

※6. IGBT（Insulated Gate Bipolar Transistor＝絶縁ゲートバイポーラトランジスタ）

MOSFETとバイポーラトランジスタを複合化したトランジスタで、低オン抵抗と比較的速いスイッチング特性の両方を備えており、現在、大電力を電圧制御する分野で幅広く使用される。

※7. インフォテインメント

主に自動車について用いられる言葉で、「情報：インフォメーション」と「娯楽：エンターテインメント」を実現するシステムの総称。

[半導体素子]

当連結会計年度の売上高は1,390億3千8百万円（前期比9.0%減）、セグメント利益は104億7百万円（前期比65.4%減）となりました。

トランジスタにつきましては、PCストレージ向けなどで売上が増加しましたが、民生機器関連市場向けや産業機器関連市場向けを中心に総じて厳しい状況が続きました。ダイオードにつきましては、スマートフォン向けの売上が増加しましたが、自動車関連市場向けはインフォテインメント向けを中心に売上が減少しました。パワーデバイス部門につきましては、IGBTは売上を伸ばしましたが、SiCについては自動車・産業機器関連市場における市況悪化の影響を受けました。また、発光ダイオードにつきましては、民生機器関連市場向けに加えて産業機器関連市場向けの売上も減少しました。半導体レーザーにつきましても、民生機器関連市場向けを中心に売上が減少しました。

[モジュール]

当連結会計年度の売上高は332億7千5百万円（前期比17.1%減）、セグメント利益は34億9千1百万円（前期比41.0%減）となりました。

プリントヘッドにつきましては、決済端末向けなどで売上が減少しました。オプティカル・モジュールにつきましては、スマートフォン向けのセンサモジュールなどは売上が減少しましたが、自動車関連市場向けではリアランプ用LEDモジュールの採用機種が増加し、売上を伸ばしました。

[その他]

当連結会計年度の売上高は201億3千9百万円（前期比11.1%減）、セグメント利益は19億4千8百万円（前期比52.4%減）となりました。

抵抗器につきましては、自動車関連市場向けはカーボディ向けで売上を伸ばしましたが、インフォテインメント向けを中心に売上は減少しました。また、民生機器関連市場向けについても売上が減少しました。タンタルコンデンサにつきましては、PC向けなどで売上が減少しました。

上記「セグメント別概況」の記載は、外部顧客に対するものであります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、開発・生産体制の拡充と徹底した効率化を推進するため、総額389億4千1百万円の設備投資を実施いたしました。そのセグメント別の内訳は次のとおりであります。

LSI	8,550百万円
半導体素子	22,001
モジュール	1,922
その他	2,735
販売・管理等共通部門	3,731

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資などの所要資金は、自己資金を充当いたしました。なお、自己株式取得のための一部資金の調達として2019年12月5日に「2024年満期ユーロ建取得条項付転換社債型新株予約権付社債」を発行し、410億円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

世界のエレクトロニクス市場におきましては、省エネルギー化のニーズ拡大や自動車の電子化などにより中長期的な成長が続くものと考えられますが、技術競争はより激化してきており、グローバル市場に対応した新製品・新技術の開発を進めるとともに、コストダウンにも取り組み、国際的に競争力の高い製品を世界中に供給していく必要性がますます高まると考えられます。

このような状況のもと、ロームグループにおきましては、自動車関連市場、産業機器関連市場に重点を置くとともに、白物家電や情報通信関連などの幅広い市場において、継続して業界のニーズを先取りする高付加価値製品の開発に努めてまいります。

また、海外市場の拡大に対応するため、グローバルな開発、販売体制の強化を引き続き推し進めてまいります。

さらに、持続可能な社会の実現に貢献するためのCSV活動や、事業継続のためのリスク管理体制も継続して強化してまいります。

2020年初頭から新型コロナウイルス感染症が世界中に蔓延し、個人消費の減少だけでなく企業の部材調達や生産活動、物流面をも混乱させ、世界中で多岐にわたる悪影響を与えており、終息を見通せない状況となっています。ロームグループにおきましては、中国・フィリピン・マレーシアなど世界各地の生産・販売拠点における規制を受けて、生産の一時停止や稼働率の低下などを強いられており、企業活動に制約を受けております。

このような状況のもと、各拠点における防疫体制の強化とグループ従業員の健康維持対策やお客様に対する安定供給体制の継続に努めるとともに、当該感染症の影響が長期に継続することも考慮して、コミットメントラインの設定などの財務安定化策も講じております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	(当連結会計年度) 2020年3月期
売 上 高 (百万円)	352,010	397,106	398,989	362,885
経 常 利 益 (百万円)	35,579	54,213	64,689	35,774
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	26,432	37,249	45,441	25,632
1株当たり当期純利益 (円)	249.87	352.14	431.29	247.65
総 資 産 (百万円)	834,503	864,072	874,427	848,873
純 資 産 (百万円)	725,452	751,877	766,754	715,479

(注) 1. 記載金額は百万円未満を、1株当たり当期純利益は小数点第2位未満をそれぞれ切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、自己株式数控除後の期中平均株式数により算出しております。

〈参考〉当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	(当事業年度) 2020年3月期
売 上 高 (百万円)	303,279	348,737	342,360	309,598
経 常 利 益 (百万円)	21,060	42,935	44,034	24,501
当 期 純 利 益 (百万円)	20,187	26,784	35,372	21,606
1株当たり当期純利益 (円)	190.85	253.21	335.87	209.04
総 資 産 (百万円)	521,498	540,135	528,371	518,473
純 資 産 (百万円)	442,278	456,341	456,060	413,884

(注) 1. 記載金額は百万円未満を、1株当たり当期純利益は小数点第2位未満をそれぞれ切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、自己株式数控除後の期中平均株式数により算出しております。

(6) 主要な事業セグメント

ロームグループは主として電子部品の製造・販売を行っており、主な製品及び事業の名称は次のとおりであります。

(2020年3月31日現在)

セグメントの名称	主 な 製 品 及 び 事 業 の 名 称
L S I	アナログ、ロジック、メモリ、MEMS
半 導 体 素 子	ダイオード、トランジスタ、発光ダイオード、半導体レーザー
モ ジ ュ ー ル	プリントヘッド、オプティカル・モジュール、パワーモジュール
そ の 他	抵抗器、タンタルコンデンサ

(7) 主要な拠点

(2020年3月31日現在)

	名 称	所 在 地
当 社	本社・工場	京 都 府
	京都テクノロジーセンター	京 都 府
	横浜テクノロジーセンター	神 奈 川 県
	京都ビジネスセンター	京 都 府
	東京ビジネスセンター	東 京 都
	横浜ビジネスセンター	神 奈 川 県
製 造	名古屋ビジネスセンター	愛 知 県
	ローム浜松(株)	静 岡 県
	ローム・ワコ(株)	岡 山 県
	ローム・アポロ(株)	福 岡 県
	ローム・マテック(株)	京 都 府
	ローム滋賀(株) (※)	滋 賀 県
	レピ°セミコンダクタ(株)	神 奈 川 県
	レピ°セミコンダクタ宮城(株)	宮 城 県
	レピ°セミコンダクタ宮崎(株)	宮 崎 県
	ローム・コリア・コーポレーション	韓 国
	ローム・エレクトロニクス・フィリピンズ・インク	フ ィ リ ピ ン
ローム・インテグレイテッド・システムズ・タイランド・カンパニーリミテッド	タ イ	

(※) 2020年4月1日付でローム(株)に吸収合併されております。

名 称		所在地
製 造	ローム・セミコンダクタ・チャイナ・カンパニー・リミテッド	中 国
	ローム・エレクトロニクス・タイランド・カンパニー・リミテッド	中 国
	ローム・ワコー・エレクトロニクス・マレーシア・センテイルリアン・ハット	マレーシア
	ローム・メカテック・フィリピンズ・インク	フィリピン
	ローム・メカテック・タイランド・カンパニー・リミテッド	タイ
	カイオニクス・インク	米 国
	サイクリスタル・ケ-エムエ-ハー	ド イ ツ
販 売	ローム・セミコンダクタ・コリア・コーポレーション	韓 国
	ローム・セミコンダクタ・シャanghai・カンパニー・リミテッド	中 国
	ローム・セミコンダクタ・ハ-キン・カンパニー・リミテッド	中 国
	ローム・セミコンダクタ・シンセン・カンパニー・リミテッド	中 国
	ローム・セミコンダクタ・ホンコン・カンパニー・リミテッド	中 国
	ローム・セミコンダクタ・タイワン・カンパニー・リミテッド	台 湾
	ローム・セミコンダクタ・シンガポール・フ-ライバー-ト・リミテッド	シンガポール
	ローム・セミコンダクタ・フィリピンズ・コーポレーション	フィリピン
	ローム・セミコンダクタ・タイランド・カンパニー・リミテッド	タイ
	ローム・セミコンダクタ・マレーシア・センテイルリアン・ハット	マレーシア
	ローム・セミコンダクタ・インドネシア・フ-ライバー-ト・リミテッド	イ ン ド
	ローム・セミコンダクタ・ユーエスエ-・エルエルシー	米 国
	ローム・セミコンダクタ・ケ-エムエ-ハー	ド イ ツ
物 流 管 理	ローム・ロジステック(株)	岡 山 県

(8) 従業員の状況

(2020年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数	前期末比増減	平均勤続年数
L S I	22,191名	708名減	11.5年
半 導 体 素 子			
モ ジ ュ ー ル			
そ の 他			
販売・管理等共通部門			

- (注) 1. 平均勤続年数は、小数点第1位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 従業員数には正規従業員以外の有期労働契約に基づく常用労働者197名を含んでおります。

(9) 重要な子会社の状況

(2020年3月31日現在)

名 称	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
ローム浜松株式会社	10,000百万円	100.0%	電子部品の製造
ローム・アポロ株式会社	450百万円	100.0	電子部品の製造
ラピッドセミコンダクタ株式会社	400百万円	100.0	電子部品の製造
ローム・エレクトロニクス・フィリピンズ・インク	1,221,563千フィリピン ペソ	100.0	電子部品の製造
ローム・インテグレイテッド・システムズ・タイランド・カンパニー・リミテッド	1,115,500千タイバート	100.0	電子部品の製造
ローム・セミコンダクタ・チャイナ・カンパニー・リミテッド	16,190百万円	100.0	電子部品の製造
ローム・エレクトロニクス・ダレン・カンパニー・リミテッド	9,417百万円	100.0	電子部品の製造
ローム・セミコンダクタ・ホンコン・カンパニー・リミテッド	27,000千ホンコン ドル	100.0	電子部品の販売
ローム・ユー・エス・イー・インク	253,642千米ドル	100.0	北南米子会社の統括・管理
ローム・エレクトロニクス・ヨーロッパ・リミテッド	101,037千英ポンド	100.0	欧州子会社の統括・管理
ローム・エレクトロニクス・アジア・プライベート・リミテッド	90,630千シンガポール ドル	100.0	アジア子会社の統括・管理

- (注) 1. 資本金は百万円未満または千外貨未満を、議決権比率は小数点第1位未満を、それぞれ切り捨てて表示しております。
 2. 議決権比率は他の子会社等による間接所有を含んだものであります。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 300,000,000 株
 (2) 当事業年度末の発行済株式総数 110,000,000 株 (自己株式10,504,865株を含む)
 (3) 当事業年度末の株主数 26,013 名
 (4) 大株主 (上位10名)

(2020年3月31日現在)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
公益財団法人ロームミュージックファンデーション	10,385 千株	10.43 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	8,375	8.41
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	6,190	6.22
株式会社京都銀行	2,606	2.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	2,009	2.01
GIC PRIVATE LIMITED - C	1,896	1.90
JP MORGAN CHASE BANK 385151	1,815	1.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	1,809	1.81
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,539	1.54
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	1,431	1.43

- (注) 1. 持株数は千株未満を、持株比率は小数点第2位未満を、それぞれ切り捨てて表示しております。
 2. 当社の自己株式 (10,504千株) は、上表から除外しております。
 3. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式を除いた数に基づき、算出しております。
 4. 当事業年度において、公益財団法人ロームミュージックファンデーションが新たに主要株主となりました。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役

(2020年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当又は重要な兼職の状況
※ 取締役社長 社長執行役員	藤原 忠信	
取締役 専務執行役員	東 克己	LSI事業統括
取締役 常務執行役員	松本 功	品質・安全・生産担当
取締役 上席執行役員	山崎 雅彦	管理本部長、CSR本部長
取締役 上席執行役員	末永 良明	システムソリューション開発本部長
取締役 上席執行役員	上原 邦生	財務担当 兼 経理本部長
取締役 上席執行役員	立石 哲夫	LSI事業本部長
取締役	西岡 幸一	
取締役 (常勤監査等委員)	仁井 裕幸	
取締役 (監査等委員)	千森 秀郎	弁護士法人三宅法律事務所 パートナー (弁護士)、 株式会社神戸製鋼所 社外取締役
取締役 (監査等委員)	宮林 利朗	宮林公認会計士事務所 所長 (公認会計士)
取締役 (監査等委員)	田中 久美子	御堂筋監査法人 代表社員 (公認会計士)

- (注) 1. ※印は代表取締役であります。
2. 当社は、2019年6月27日開催の第61期定時株主総会決議に基づき、同日付にて監査等委員会設置会社に移行しております。また、当社は、2019年9月11日付にて執行役員制度を導入しております。
3. 取締役 西岡幸一並びに取締役 (監査等委員) 仁井裕幸、千森秀郎、宮林利朗及び田中久美子は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 当社は、取締役 西岡幸一並びに取締役 (監査等委員) 仁井裕幸、千森秀郎、宮林利朗及び田中久美子を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 取締役 (監査等委員) 宮林利朗及び田中久美子は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

6. 取締役（監査等委員）仁井裕幸は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、監査環境の整備や社内の情報収集、内部統制システムの整備状況の日常的な監査、内部監査部門等との十分な連携等を通じて、監査等委員会の監査・監督機能を強化するためであります。
7. 当社と株式会社神戸製鋼所との間には、取引関係はございますが、特別な関係はございません。なお、取締役（監査等委員）千森秀郎は、2020年6月開催予定の同社第167回定時株主総会終結の時をもって同社社外取締役に退任予定であります。
8. 当社と社外取締役のその他の兼職先との間には、特別な関係はございません。
9. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は、次のとおりであります。

(1) 就任

- ① 立石哲夫は、2019年6月27日開催の第61期定時株主総会において新たに取締役に選任され就任いたしました。
- ② 仁井裕幸及び千森秀郎は、監査等委員会設置会社への移行に伴い、2019年6月27日開催の第61期定時株主総会終結の時をもって監査役を退任し、新たに取締役（監査等委員）に選任され就任いたしました。
- ③ 宮林利朗及び田中久美子は、2019年6月27日開催の第61期定時株主総会において新たに取締役（監査等委員）に選任され就任いたしました。

(2) 退任

- ① 吉見晋一氏及び川本八郎氏は、2019年6月27日開催の第61期定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役に退任いたしました。
- ② 柴田義明氏及び村尾慎哉氏は、監査等委員会設置会社への移行に伴い、2019年6月27日開催の第61期定時株主総会終結の時をもって監査役を退任いたしました。
- ③ 佐藤研一郎氏は、2020年1月15日付にて、逝去により取締役に退任いたしました。

(3) 地位の変更

- ① 藤原忠信は、2019年9月11日付にて、取締役社長（代表取締役）社長執行役員に就任いたしました。
- ② 東克己は、2019年9月11日付にて、取締役 専務執行役員に就任いたしました。
- ③ 松本功は、2019年9月11日付にて、取締役 常務執行役員に就任いたしました。
- ④ 山崎雅彦、末永良明、上原邦生及び立石哲夫は、2019年9月11日付にて、取締役 上席執行役員に就任いたしました。

(4) 担当の変更

- ① 東克己は、2019年6月27日付にて開発・製造・戦略担当から事業・戦略担当に、2020年1月25日付にて事業・戦略担当からLSI事業統括に担当を変更いたしました。
- ② 松本功は、2019年6月27日付にてウェハプロセス担当からWP生産本部長に、2019年9月11日付にてWP生産本部長から品質・安全・生産担当に担当を変更いたしました。
- ③ 山崎雅彦は、2019年6月27日付にて総務・環境・CSR担当から管理本部長、CSR本部長に、2020年4月11日付にて管理本部長、CSR本部長から管理本部長 兼 CSR担当に担当を変更いたしました。
- ④ 末永良明は、2019年6月11日付にてアプリケーションエンジニア担当からシステムソリューション開発担当に、2019年6月27日付にてシステムソリューション開発担当からシステムソリューション開発本部長に担当を変更いたしました。

- ⑤ 上原邦生は、2019年6月27日付にて財務担当から経理本部長に、2019年9月11日付にて経理本部長から財務担当 兼 経理本部長に担当を変更いたしました。
- ⑥ 立石哲夫は、2020年1月25日付にて、LSI開発本部長からLSI事業本部長に担当を変更いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役全員との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を当該賠償責任の限度とする責任限定契約を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	11名 (2)	299 百万円 (14)
取 締 役 (監査等委員) (うち社外取締役)	4 (4)	37 (37)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (4)	13 (13)
合 計 (うち社外役員)	19 (10)	350 (65)

- (注) 1. 上表には、2019年6月27日開催の第61期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役1名）及び監査役2名（うち社外監査役2名）、2020年1月15日付にて逝去により退任した取締役（監査等委員を除く）1名を含んでおります。なお、当社は、2019年6月27日付にて監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第48期定時株主総会において、年額6億円以内と決議されております。また、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第61期定時株主総会において、年額9億円以内（うち社外取締役分は1億円以内）と決議されております。
4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第61期定時株主総会において、年額1億円以内と決議されております。
5. 監査役の報酬限度額は、1994年6月29日開催の第36期定時株主総会において、月額6百万円以内と決議されております。

(4) 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	西 岡 幸 一	当事業年度中に開催された取締役会16回（内、書面による取締役会決議2回）における出席率は100%であり、長年にわたる経済新聞記者としての幅広い見識と豊富な経験に基づき、意見を述べております。
取 締 役 (常勤監査等委員)	仁 井 裕 幸	当事業年度中に開催された取締役会16回（内、書面による取締役会決議2回）における出席率は100%、監査役会及び監査等委員会16回における出席率は100%であり、金融機関等における豊かな経験と見識及び常勤監査等委員としての立場と経験に基づき、経営等に対し総合的な観点から意見を述べております。
取 締 役 (監査等委員)	千 森 秀 郎	当事業年度中に開催された取締役会16回（内、書面による取締役会決議2回）における出席率は100%、監査役会及び監査等委員会16回における出席率は100%であり、主に弁護士としての専門的見地から、経営等に対し意見を述べております。
取 締 役 (監査等委員)	宮 林 利 朗	当事業年度中、当社取締役（監査等委員）就任後に開催された取締役会13回（内、書面による取締役会決議2回）における出席率は100%、監査等委員会12回における出席率は100%であり、主に公認会計士としての専門的見地から、経営等に対し意見を述べております。
取 締 役 (監査等委員)	田 中 久 美 子	当事業年度中、当社取締役（監査等委員）就任後に開催された取締役会13回（内、書面による取締役会決議2回）における出席率は100%、監査等委員会12回における出席率は100%であり、主に公認会計士としての専門的見地から、経営等に対し意見を述べております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 当社の会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	101 百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	167 百万円

- (注) 1. 当社が有限責任監査法人トーマツと締結した監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、また、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の従前年度の監査実績及び報酬額、監査計画の内容並びに報酬見積額の算出根拠等を確認し検討した結果、合理的なものであると判断し、会計監査人の報酬等について同意いたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、在外子会社8社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社におきましては、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項のいずれかに該当し、解任を相当と認めるときは、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行できないと判断したときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

ロームグループでは、内部統制システムの強化を重要な経営課題の一つとして捉え、グループ全体の業務プロセスを適正に維持することにより、企業としての社会的責任を果たしてまいりたいと考えております。具体的な内部統制システム構築の基本方針は、当社取締役会において以下のとおり決議しております。

なお、当社は2019年6月27日開催の定時株主総会をもって、監査等委員会設置会社に移行しており、以下の記載については、移行後の内容を記載しておりますが、移行前においても、監査役及び監査役会について同様の体制を整備・運用しておりました。

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) ロームグループが更なるグローバル化を図っていくにあたり、法令はもとより、人権・労働・環境・腐敗防止等多岐にわたる問題に対し、国連グローバル・コンパクト10原則を支持し、ロームの製品・技術・サービスによりこれら社会課題の解決 (SDGs) に貢献する。また、社会的責任に関する国際規格「ISO26000」に準拠するとともに、「責任ある企業同盟 (RBA) による行動規範」を遵守し、CSR経営を推進する。
- (b) 取締役は、「ロームグループ行動指針」や取締役会規則等の社内規程に基づき職務を執行し、法令・定款への適合性を確保する。
- (c) それぞれの担当に精通した取締役が、その業務に責任と権限を持つ一方で、日常的に議論し相互に監督する。
- (d) 取締役が他の取締役の違法な行為を発見した場合には、直ちに取締役会及び監査等委員会に報告する。
- (e) 複数の独立した社外取締役が、定期的に会合を開催し、相互に情報や意見の交換を行うとともに、取締役の職務の執行の法令・定款への適合性を常に確認する。
- (f) 海外を含むグループ全社に内部通報制度（外部の弁護士事務所に経営陣から独立した通報窓口を設置する場合を含む）及びサプライヤー様向け通報制度（コンプライアンス・ホットライン）を展開すること等により、取締役の違法な行為の発見と再発防止対策を行う。
- (g) 独立した内部監査部門を設置し、内部統制システムの有効性を評価・モニタリングする。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書、年度事業計画等取締役の職務の執行に係る決定事項等は文書により保存し、その保存・管理体制は法令並びに社内規程を遵守する。
- (b) グループ会社や関連部門への指示等は、原則としてEメール・文書により行い、取締役がいつでも閲覧できる保管状況にする。
- (c) 取締役の職務の執行に係る情報は、関係部署等において適正に保存・管理するとともに、社内通知・情報セキュリティ教育等による全従業員への周知・教育により、情報の漏えいや不正利用を防止する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 社長自らが委員長を務めるCSR委員会の傘下に、全社横断的な委員会として、中央安全衛生、リスク管理・BCM、コンプライアンス、情報開示、環境保全対策等の委員会を組織し、それぞれ担当する分野に関して発生する経営上の諸問題やリスクに対し、その対策・指導・解決に努め、適切に対応する。
- (b) 業務遂行上発生する可能性のある重要なリスクを抽出・分析・統括管理するリスク管理・BCM委員会を組織する。突然の自然災害等不測の事態の発生に対してもその影響を回避または極小化し、結果として事業の存続を可能とするため、リスク管理・BCM委員会において、各リスク主管担当部署の活動状況を検証するとともに、事業継続計画（BCP）を策定し、あらゆる事前対策や準備に努めるよう、グループ全社に徹底を図る。
- (c) 反社会的勢力排除に向けた社内体制として、総務部に危機管理室を設置し、警察等外部の専門機関との連携・情報交換を行い、排除のための具体的活動の展開・徹底を図る。また、反社会的勢力排除のための対応について社内規程を定め、その遵守を求めるとともに、グループ全従業員に配布している「ロームグループ行動指針」などで毅然たる態度で対応するよう明記し、各種社内研修等の機会を活用して啓発に努める。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 執行権限を持つ取締役の人数を絞り込むとともに、執行役員制度を導入し、職務分掌に基づいた具体的業務の執行を行わせ、執行に係る迅速な意思決定を実現する。
- (b) 取締役社長の意思決定を補佐することを目的として、執行役員によって構成する経営執行会議を設置する。
- (c) 経営に重要な影響を及ぼす事項は、個別に社内プロジェクトチームを設置し、問題の把握・分析・報告に当たらせるとともに、定款、社内規程に則し、適宜、取締役会や稟議書にて機動的に意思決定する。

- (d) リスク管理や情報管理等さまざまな事項についての社内の管理方法を文書化した社内標準の遵守を徹底する。
- (e) ロームグループの競争力強化、適正利益の確保のため、グループ全社・各事業部門の目標値を年度利益計画として策定し、その進捗及び達成状況の管理を行う。

⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) コンプライアンス委員会を組織し、「ロームグループ行動指針」を展開する等によりグループ全体での法令遵守活動を行う。グループ会社にも当社に準じたコンプライアンス体制を組織し、部門責任者をリーダーに選任して、各部門におけるコンプライアンス意識と法令遵守の徹底を図る。
- (b) 固有の法令を適切に遵守するため、CSR委員会を始め、中央安全衛生、コンプライアンス、情報開示、環境保全対策等の委員会が、グループ全体の法令遵守状況の確認及び啓発活動等を行う。
- (c) 情報開示委員会の管理のもと、各部署はインサイダー情報の適正な管理に努め、従業員に対する教育・啓発を行い、インサイダー取引の防止を図る。
- (d) 海外を含むグループ全社に内部通報制度（外部の弁護士事務所に経営陣から独立した通報窓口を設置する場合を含む）及びサプライヤー様向け通報制度（コンプライアンス・ホットライン）を展開すること等により、従業員の職務の執行における違法な行為の発見と再発防止対策を行う。

⑥企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) ロームグループ全体の企業価値を向上させるため、創業の精神である企業目的・方針を共有し、グループが一丸となって事業活動を行う。
- (b) 当社のCSR委員会の傘下の各委員会が、それぞれの担当分野における業務の適正を確保するため、グループ会社を横断的に指導・管理する。
- (c) ロームグループ全社に共通する標準書を制定し、運用する。
- (d) 当社に「グループ会社役員指名協議会」を設置し、グループ会社の役員人事に親会社として適切に関与するとともに、グループ会社の取締役または監査役を適切に配置し、業務執行の適正性の監視を行う。
- (e) グループ会社での重要案件について、当社の取締役会承認や稟議書決裁を必要とする制度の運用のほか、当社各部門が定期的に報告を受けることにより、グループ会社を管理する。
- (f) 財務報告の適正性確保のための体制と、その監査制度への対応を通じて、当社に加え主要なグループ会社を包含した内部統制制度の強化を進める。
- (g) 社長直轄の組織である当社内部監査部門は、グループ会社の業務執行状況、法令・社内規程の遵守状況及びリスク管理状況等を確認するため、内部監査を実施する。

- ⑦監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項及び当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (a) 監査等委員会の職務を補助するため、必要な実務能力を具備した使用人を配置することができる。
 - (b) 当該使用人は、会社の業務執行に係る職務との兼務はしない。また、その人事・異動・考課については、監査等委員会の意見を尊重する。
- ⑧監査等委員会への報告に関する体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (a) 取締役は、他の取締役の職務の執行における違法の行為、善管注意義務に違反する行為、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実等を発見した場合、直ちに監査等委員会に報告を行う。
 - (b) CSR委員会を始め、リスク管理・BCM、コンプライアンス、情報開示等の各委員会へ常勤監査等委員がオブザーバーとして出席するとともに、各委員会は議事録等で活動内容を定期的に監査等委員会へ報告する。
 - (c) 稟議書、報告書等により業務執行の経過及び結果が適宜監査等委員会に報告される体制とする。
 - (d) 当社及びグループ会社の取締役及び従業員は、監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められた場合、速やかに必要な報告を行う。
 - (e) コンプライアンス・ホットラインの担当部署は、内部通報の状況について、定期的に監査等委員会に報告する。
 - (f) グループ会社の取締役または監査役等が、当社及びグループ会社の業務執行に関し、法令、定款及びその他の社内規程に違反またはロームグループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、これらの者またはこれらの者から報告を受けた者は、監査等委員会に対して報告する。
 - (g) 監査等委員会へ報告を行った者に対しては、法令・社内規程に従い、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いは行わない。

⑨その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 内部統制システムの運用状況について、取締役は監査等委員会の求めに応じその都度報告を行う。
- (b) 内部監査部門は、監査等委員会との連携を強化するとともに、監査結果を定期的に報告する。
- (c) 監査等委員会はその全員を社外取締役で構成し、法律・会計の専門家に金融出身者等を交えた、多様で独立性の強い充実した体制とする。
- (d) 監査等委員会は、監査等委員でない取締役と随時意見の交換を行う。
- (e) 監査等委員会がその職務の執行において必要と認める費用は会社が負担する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

ロームグループでは、前記基本方針に基づき、内部統制システムの構築とその適切な運用に努めております。当事業年度における内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりです。

①コンプライアンス体制について

- ・ロームグループでは、「企業目的」「経営基本方針」などの目的・方針を実践していく上で遵守すべき行動規範として「ロームグループ行動指針」を全ての役員、従業員等に周知するとともに、当該指針に則った行動をとるよう徹底しております。
- ・コンプライアンス委員会を定期的に開催し、コンプライアンス体制強化に向けた計画を策定するとともに、計画に沿った階層別、役割別の教育の実施、「ロームグループ行動指針」遵守に関するトップメッセージの発信等を行っております。
- ・内部通報制度を運用し、コンプライアンス違反の未然防止、早期発見及び適切な対処を実施しており、その運用状況については定期的に取締役会及び監査等委員会に報告しております。
- ・業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し、内部統制システムの有効性について、同部門において評価・モニタリングを実施することで、業務の透明性と実効性を向上させる取り組みを行っております。

②リスク管理体制について

- ・リスク管理・BCM委員会を適宜開催し、業務遂行上発生する可能性のある重要なリスクを抽出・分析・統括管理しております。また、突然の自然災害等不測の事態の発生に対しても、その影響を回避または極小化し、結果として事業の存続を可能とするため、リスク管理・BCM委員会が各リスク主管担当部署の活動状況を検証するとともに、事業継続計画（BCP）を策定し、あらゆる事前対策や準備に努めるよう、グループ全社に徹底しております。

③子会社管理体制について

- ・グループ会社での重要案件について、当社の取締役会承認や稟議書決裁を必要とする制度の運用のほか、当社各部門が業務遂行状況等について定期的に報告を受けることにより、グループ会社を管理しております。
- ・社長直轄の組織である当社内部監査部門が、年度計画に基づき、グループ会社の業務執行状況、法令・社内規程の遵守状況及びリスク管理状況等の内部監査を実施し、業務の適正性を確認しております。また、監査結果については定期的に取締役会及び監査等委員会に報告を行っております。

④取締役の職務執行について

- ・年間計画に基づき定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令または定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を適時に行うとともに、相互に取締役の職務執行の監督を行っております。
- ・取締役会及び社内規程において各取締役に委任する事項を明確にするとともに、執行役員制度を導入し、効率的かつ機動的な職務執行を行っております。
- ・経営執行会議において、重要な経営方針や計画、業務執行等を審議し、取締役社長の意思決定を補佐しています。
- ・取締役の職務の執行に係る情報は、社内規程に則り適正に保存・管理されており、情報漏えいや不正利用を防止しております。

⑤監査等委員会が選定する監査等委員の職務執行について

- ・当該監査等委員は、取締役会のほか、CSR委員会などの重要な会議に出席し、適宜意見を述べております。
- ・当該監査等委員は、当社各部門及びグループ会社への往査などを実施し、業務執行の適法性、適正性を確認しております。
- ・当該監査等委員は定期的に取締役、会計監査人、内部監査部門と情報及び意見交換を実施し、監査の実効性の向上を図っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針についての当社の考え方

当社は、「つねに品質を第一とし、いかなる困難があろうとも、良い商品を国の内外へ永続かつ大量に供給し、文化の進歩向上に貢献すること」を企業目的としております。そして、この企業目的を遂行することが、当社の永続的かつ総合的な企業価値の創造と向上をもたらすと同時に、株主の皆様を始めとする全てのステークホルダーへの利益貢献につながるものと考えております。また、株主の皆様から負託を受けた当社取締役会は、上記企業目的を遂行し、持続的成長に向けて不断の経営努力を尽くすことで、更なる企業価値の向上を図る責務を負っているものと理解しております。

いわゆる買収防衛に関しては、企業価値向上による株価の上昇や、積極的なIR活動による株主説明責任の貫徹及び株主の皆様との常日頃からの対話による信頼関係の確立こそが、その最善の方策であると考えております。そして、当社に対して買収の提案が行われた場合には、これを受け入れるか否かの最終判断は、その時点における株主の皆様にご委ねられるべきであり、その際に当社取締役会が自己の保身を図るなど恣意的判断が入ってはならないと考えております。また、買収提案の局面においては、株主の皆様が十分な情報に基づき相当な検討期間をかけて適正な判断を下すことができること（インフォームド・ジャッジメント）が、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保と向上のために不可欠であると考えております。

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	517,888	流動負債	62,367
現金及び預金	298,296	支払手形及び買掛金	11,024
受取手形及び売掛金	74,834	電子記録債権	3,838
電子記録債権	5,604	未払金	20,803
有価証券	17,427	未払法人税等	3,990
商品及び製品	27,616	その他	22,710
仕掛品	48,352		
原材料及び貯蔵品	35,753	固定負債	71,026
未収還付法人税等	488	社債	40,935
その他	9,639	繰延税金負債	17,430
貸倒引当金	△ 123	退職給付に係る負債	10,908
		その他	1,752
固定資産	330,984	負債合計	133,393
有形固定資産	243,784	(純資産の部)	
建物及び構築物	71,236	株主資本	745,210
機械装置及び運搬具	69,855	資本金	86,969
工具、器具及び備品	7,255	資本剰余金	102,403
土地	66,594	利益剰余金	644,563
建設仮勘定	26,207	自己株式	△ 88,726
その他	2,635		
無形固定資産	4,599	その他の包括利益累計額	△ 30,219
のれん	1,391	その他有価証券評価差額金	22,015
その他	3,208	為替換算調整勘定	△ 47,517
投資その他の資産	82,600	退職給付に係る調整累計額	△ 4,716
投資有価証券	66,237		
退職給付に係る資産	1,340	非支配株主持分	488
繰延税金資産	4,862		
その他	10,232		
貸倒引当金	△ 72	純資産合計	715,479
資産合計	848,873	負債純資産合計	848,873

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上	高価		362,885
売上	原価		251,125
売上総利益			111,759
販売費及び一般管理費			82,269
営業利益			29,489
営業外収益			
受取利息		3,824	
受取配当金		1,033	
為替差益		401	
その他		1,491	6,750
営業外費用			
支払利息		107	
和解金		162	
社債発行費		81	
その他		113	465
経常利益			35,774
特別利益			
固定資産売却益		351	
投資有価証券売却益		5,362	5,714
特別損失			
固定資産廃売却損失		511	
減損損失		429	
投資有価証券売却損失		341	
投資有価証券評価損		936	
特別退職金		1,250	3,470
税金等調整前当期純利益			38,018
法人税、住民税及び事業税		9,822	
法人税等調整額		2,539	12,362
当期純利益			25,656
非支配株主に帰属する当期純利益			23
親会社株主に帰属する当期純利益			25,632

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産 (資産の部)	228,362	流 動 負 債 (負債の部)	61,281
現金及び預金	82,216	買掛金	42,484
受取手形	363	電子記録債権	3,926
売掛金	68,019	未払費用	5,662
電着債権	5,595	未払法人税等	7,091
有価証券	12,024	未払り	1,335
商品及び製品	17,117	その他	664
仕掛品	6,420		114
原材料及び貯蔵品	9,581	固 定 負 債	43,307
前払費用	545	社債	40,935
短期貸付	4,680	繰延税金負債	861
未収入金	18,874	退職給付引当金	1,492
その他	2,923	資産除去債務	17
固 定 資 産	290,110	負 債 合 計	104,588
有形固定資産	67,461	株 主 資 本 (純資産の部)	391,974
建物	13,362	資本金	86,969
構築物	301	資本剰余金	97,253
機械及び装置	2,691	資本準備金	97,253
車両運搬具	1	利益剰余金	296,477
工具、器具及び備品	1,284	利益準備金	2,464
土地	43,085	その他利益剰余金	294,012
建設仮勘定	6,735	研究開発積立金	1,500
無形固定資産	3,120	別途積立金	243,500
の特許権	1,391	繰越利益剰余金	49,012
ソフトウェア	4	自己株式	△ 88,726
その他資産	1	評価・換算差額等	21,910
投資その他の資産	219,528	その他有価証券評価差額金	21,910
投資有価証券	64,912	純 資 産 合 計	413,884
関係会社株	122,885	負 債 純 資 産 合 計	518,473
長期貸付	34,125		
長期前払費用	5,102		
前年払金の引当	2,304		
その他	3,426		
貸倒引当金	△ 13,227		
資 産 合 計	518,473		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上	高価		309,598
売上	原価		257,275
売上総利益			52,323
販売費及び一般管理費			45,849
営業利益			6,473
営業外収益			
受取利息及び配当金		14,984	
技術指導料		8,114	
経営指導料		868	
その他		1,098	25,065
営業外費用			
為替差損		1,591	
支払手数料		2,585	
租税公課		1,069	
貸倒引当金繰入		1,488	
和解金		162	
その他		139	7,037
特別利益			24,501
固定資産売却益		413	
貸倒引当金戻入額		5,959	
投資有価証券売却益		5,362	11,735
特別損失			
固定資産廃売却損		191	
減損		980	
投資有価証券売却損		341	
投資有価証券評価損		936	
関係会社株式評価損		7,242	9,693
税引前当期純利益			26,543
法人税、住民税及び事業税		3,507	
法人税等調整額		1,430	4,937
当期純利益			21,606

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2020年5月7日

ローム株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
京都事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 朋之[Ⓔ]
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上田 博規[Ⓔ]

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ローム株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ローム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年5月7日

ローム株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
京都事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 朋之 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上田 博規 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ローム株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第62期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月8日

ローム株式会社 監査等委員会
監査等委員(常勤) 仁 井 裕 幸 ㊟
監査等委員 千 森 秀 郎 ㊟
監査等委員 宮 林 利 朗 ㊟
監査等委員 田 中 久美子 ㊟

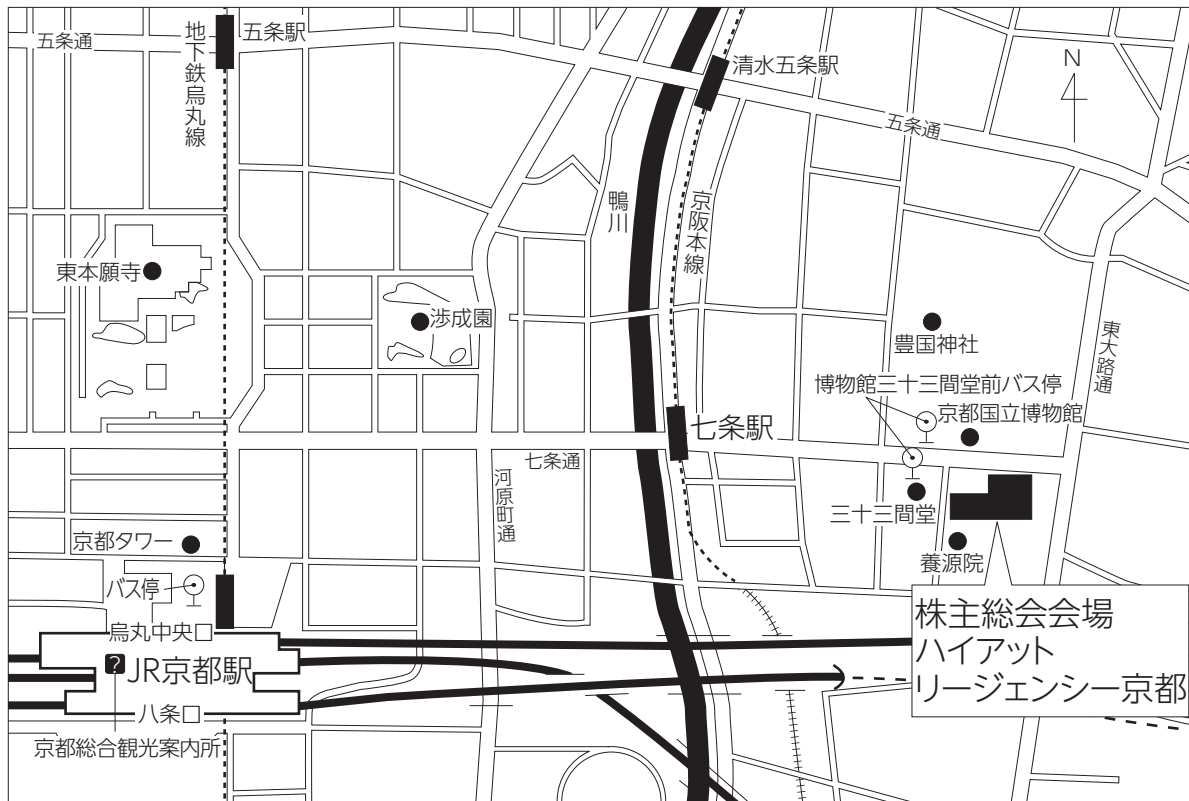
(注) 監査等委員4名はいずれも会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

MEMO

MEMO

株主総会会場ご案内略図



公共交通機関のご案内

電車でお越しになる場合

京阪電車「七条駅」下車、東へ徒歩約8分

バスでお越しになる場合

JR京都駅より市バス100系統 清水寺・銀閣寺行き

JR京都駅より市バス208系統 博物館 三十三間堂 泉涌寺・東福寺行き

JR京都駅より市バス206系統 三十三間堂 清水寺 祇園・北大路バスターミナル行き

▶ 「博物館三十三間堂前」下車、東へ徒歩約1分

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご来場をお控えいただき、書面又はインターネットによる議決権の事前行使をお願い致します。

